

箱根町記者発表資料

災害時等における避難所開設の協力に関する覚書の締結について

町内に災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、町から宿泊施設に対して避難所の開設を依頼することができるよう、町内3施設と町との間で覚書を交わすことになりました。その概要は次のとおりです。

1 対象となる宿泊施設

仙石原 温泉旅館みたけ 箱 根 山のホテル、匠の宿佳松

2 覚書の締結時期

令和3年8月10日(火)

3 締結方法

- (1) 温泉旅館みたけ及び山のホテルについては、勝俣町長が訪問して締結します。
- (2) 匠の宿佳松については、事前に町担当者が訪問して締結します。

4 開設運営手順

- (1) 避難所の開設が予期される前日に、避難者の受け入れ可否を町から宿泊施設に確認する。
- (2) 当日、町が公共施設に避難所を開設する。
- (3) 避難者が収容人数を越えそうな場合、あるいは避難所が被害を受けて使用できなくなった場合、町から宿泊施設に避難所の開設を依頼する。
- (4) 高齢で介助が必要な避難者などに、宿泊施設に開設された避難所への移動をお願いする。
- (5) 宿泊施設が移動してきた避難者を受け入れる。避難者が利用できるのは、各宿泊施設の宴会場(または食堂)、トイレとする。

5 添付書類

各施設と交わす覚書

6 その他

当日現地における取材をご希望の際は、事前に照会先まで連絡をお願いいたします。

照会先

箱根町総務部総務防災課 危機管理官 電話 0460-85-9562

E-mail bousai@town. hakone. kanagawa. jp